

(その1)

収支報告書

(令和 7 年分)

(ふりがな)

(れいわしんせんぐみしゅうぎいんちばけんだいじゅういちくそうしふ)

- 1 政治団体の名称 れいわ新選組衆議院千葉県第11区総支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県茂原市早野1342-1
- 3 代表者の氏名 多ヶ谷亮
- 4 会計責任者の氏名 前田正志

問合せ先

(担当者)

前田正志

(電話)

0475-44-6750



1	7	5	1	0
6.29				

定	内	郵	資	国	全	領	N
解	後	窓	N	N	県	N	過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
1	1	1	1	1	1

資金管理団体の指定の有無

☒ 無

☐ 有

※以下は指定「有」の場合のみ記入

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

(※1) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☒ 政党の支部

☐ 政党

☐ その他の政治団体
(後援会等)

☐ 政治資金団体

☐ その他の政治団
体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

多ヶ谷亮

公職の種類

衆議院議員

(現職 ・ 候補者等)

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)			8,486	069	
① (前年からの繰越額)				4,069	
② (本年の収入額 = $A + B + C + D + E + F + G$)			8,482	000	
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)			8,415	012	
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))				71,057	

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	A	十億	百万	千	円
金 額	A				0
員 数					0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		金 額				備 考
		十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附				382	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]					0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附					0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附					0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)				382	000	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]					0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附					0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)				382	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その4)

(4) 借 入 金						
借 入 先		金 額				借 入 年 月 日
		十億	百万	千	円	備 考
多ヶ谷亮				100	000	7. 1. 1
"				300	000	7. 1. 10
"				100	000	7. 2. 10
"				100	000	7. 3. 10
"				100	000	7. 4. 10
"				100	000	7. 5. 9
"				100	000	7. 6. 10
"				100	000	7. 7. 10
"				100	000	7. 8. 8
"				50	000	7. 9. 10
"				50	000	7. 10. 10
"				50	000	7. 11. 10
"				50	000	7. 12. 10
こ の 頁 の 小 計				1, 300	000	
合 計				1, 300	000	

注意(1)年内に借入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。

なお、返済金は、支出において表(その13-1)の「(6)その他の経費」に計上されるものであること。

また、借入先ごとの残高(従前からのものを含む)が100万円を超える借入金については、表(その17)に「有」と記入されるものであること。

(2)借入先は、金融機関にあっては支店名(〇〇銀行〇〇支店)まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。

(その5)

(５) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
れいわ新選組本部			600,	000	7. 1. 25	東京都千代田区麹町2丁目5-20 押田ビル4階	
〃			550,	000	7. 2. 25	〃	
〃			550,	000	7. 3. 25	〃	
〃			600,	000	7. 4. 25	〃	
〃			550,	000	7. 5. 23	〃	
〃			550,	000	7. 6. 25	〃	
〃			600,	000	7. 7. 25	〃	
〃			550,	000	8. 8. 25	〃	
〃			550,	000	7. 9. 25	〃	
〃			600,	000	7. 10. 24	〃	
〃			550,	000	7. 11. 25	〃	
〃			550,	000	7. 12. 25	〃	
こ の 頁 の 小 計			6,	800, 000			
合 計			6,	800, 000			

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
嶋野定夫			200,	000	7.4.10	茂原市茂原172-6	司法書士	
中臺昭四郎			100,	000	7.5.16	山武郡九十九里町粟生547	会社役員	
こ の 頁 の 小 計			300,	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附			82,	000				
合 計			382,	000				

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に 特 と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
1	経 常 経 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
	(1)	人 件	費		3,427	723						
	(2)	光 熱 水	費		353	127						
	(3)	備 品 ・ 消 耗 品	費		705	222						
	(4)	事 務 所	費		2,185	729						
小 計 ((1)～(4))					6,671	801						
2	政 治 活 動 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
	(1)	組 織 活 動	費		24	760						
	(2)	選 挙 関 係	費			0						
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※			1,668	289						
(内 訳)	ア	機関紙誌の発行事業費			899	177						
	イ	宣伝事業費			769	112						
	ウ	政治資金パーティー開催事業費				0						
	エ	その他の事業費				0						
	(4)	調 査 研 究	費		50	162						
	(5)	寄 附 ・ 交 付	金			0						
	(6)	そ の 他 の 経	費			0						
小 計 ((1)～(6))					1,743	211		うち本部・支部間の交付金合計				
合 計					8,415	012		←1の小計と2の小計の合計を記載すること。				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
電気料金	十億	百万	千 円	7. 1. 31	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座八丁目13番1号	
〃			22,692	7. 2. 28	〃	〃	
〃			28,673	7. 3. 31	〃	〃	
〃			27,301	7. 4. 30	〃	〃	
〃			14,627	7. 5. 30	〃	〃	
〃			10,629	7. 6. 30	〃	〃	
〃			17,706	7. 7. 31	〃	〃	
〃			14,290	7. 8. 29	〃	〃	
〃			15,683	7. 9. 30	〃	〃	
〃			17,226	7. 10. 31	〃	〃	
			10,719	7. 12. 26	〃	〃	
こ の 頁 の 小 計			209,447				
そ の 他 の 支 出			143,680				
合 計			353,127				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
消耗品購入費	十億	百万	千 円	7.1.31	ブングル・ドット・コム（株）	熊本県熊本市東区御領8-5-5	
〃			14,747	7.2.28	〃	〃	
〃			15,448	7.3.28	(株) カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1	
〃			19,580	7.3.31	(株) ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1-1	
〃			30,760	7.4.2	アマゾンジャパン（合）	東京都目黒区下目黒1-8-1	
〃			29,930	7.4.11	(株) プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
〃			10,510	7.4.12	〃	〃	
〃			17,556	7.4.22	(株) DCM	東京都品川区南大井6-22-7	
〃			26,096	7.4.30	ブングル・ドット・コム（株）	熊本県熊本市東区御領8-5-5	
〃			19,168	7.5.30	〃	〃	
〃			19,482	7.6.30	〃	〃	
〃			14,798	7.8.29	〃	〃	
〃			15,521	7.10.31	〃	〃	
こ の 頁 の 小 計			252,269				
そ の 他 の 支 出			452,953				
合 計			705,222				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（家賃）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
事務所家賃	十億	百万	千	円	7.1.31	村山正則	千葉県佐倉市寒風314-2	
〃			120,000		7.2.28	〃	〃	
〃			120,000		7.3.31	〃	〃	
〃			120,000		7.4.30	〃	〃	
〃			120,000		7.5.30	〃	〃	
〃			120,000		7.6.30	〃	〃	
〃			120,000		7.7.31	〃	〃	
〃			120,000		7.8.29	〃	〃	
〃			120,000		7.9.30	〃	〃	
〃			120,000		7.10.31	〃	〃	
〃			120,000		7.11.28	〃	〃	
〃			120,000		7.12.26	〃	〃	
この頁の小計			1,440,000					
その他の支出			0					
合 計			1,440,000					

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（通信費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
郵便料金	十億	百万	千 円	7.1.6	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
電話料金			21,843	7.1.31	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
郵便料金			26,400	7.2.28	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
電話料金			11,886	7.2.28	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
郵便料金			26,400	7.3.1	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃			10,670	7.3.2	〃	〃	
電話料金			10,725	7.3.31	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
郵便料金			40,700	7.4.15	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃			21,340	7.4.15	〃	〃	
電話料金			13,684	7.4.30	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
携帯電話料金			11,784	7.5.30	ソフトバンク（株）	東京都港区海岸1-7-1	
電話料金			12,108	7.8.29	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
〃			14,042	7.9.2	〃	〃	
こ の 頁 の 小 計			237,752				
そ の 他 の 支 出							
合 計							

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（通信費）		
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
電話料金	十億	百万	千	円	7.10.31	NTTファイナンス（株）	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス	
こ の 頁 の 小 計		／	13,428					
そ の 他 の 支 出			195,231					
合 計		／	446,411					

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（事務費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
コピー機リース代	十億	百万	千 円	7.1.31	ラディックス（株）	東京都渋谷区桜丘町1-2 渋谷サクラステージセントラルビル16階	
〃			27,075	7.2.28	〃	〃	
〃			24,330	7.3.31	〃	〃	
〃			22,591	7.4.30	〃	〃	
〃			41,268	7.5.30	〃	〃	
〃			29,762	7.6.30	〃	〃	
〃			33,330	7.7.31	〃	〃	
〃			16,562	7.8.29	〃	〃	
〃			15,337	7.9.30	〃	〃	
〃			17,591	7.10.31	〃	〃	
〃			10,870	7.11.28	〃	〃	
〃			11,258	7.12.26	〃	〃	
こ の 頁 の 小 計			265,563				
そ の 他 の 支 出			33,755				
合 計			299,318				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入	
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(組織対策費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円		
こ の 頁 の 小 計				0		
そ の 他 の 支 出				7,400		
合 計				7,400		

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (会議費)	
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費					
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
こ の 頁 の 小 計				0				
そ の 他 の 支 出			17	360				
合 計			17	360				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☒ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(機関紙誌費)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
チラシ印刷	十億	百万	千	円	7.1.1	(株) プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
〃			33	660	7.1.16	〃	〃	
〃			86	785	7.1.23	〃	〃	
新聞折込			92	708	7.1.29	(株) 読売千葉広告社	千葉市中央区富士見2-17-16	
チラシ印刷			144	350	7.2.7	(株) プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
〃			88	580	7.2.25	〃	〃	
新聞折込			71	896	7.2.26	(株) 読売千葉広告社	千葉市中央区富士見2-17-16	
チラシ印刷			59	400	7.4.10	(株) プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
新聞折込			71	896	7.4.15	(株) 読売千葉広告社	千葉市中央区富士見2-17-16	
チラシ印刷			196	960	7.9.24	(株) プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
こ の 頁 の 小 計			864	815				
そ の 他 の 支 出			34	362				
合 計			899	177				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(ポスター等掲示費)		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
ポスター印刷	十億	百万	千	円	7.1.5	プリントネット (株)	鹿児島県鹿児島市城南町10-7
看板作成					7.3.9	大英産業 (株)	大阪府摂津市東別府3-1-10
ポスター印刷					7.4.1	プリントネット (株)	鹿児島県鹿児島市城南町10-7
両面テープ					7.4.30	遠藤商会 (株)	東京都墨田区石原4-30-2
こ の 頁 の 小 計							
そ の 他 の 支 出							
合 計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☒ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(資料代)		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
新聞購読代	十億	百万	千 円	20,982	7.7.31	日本共産党	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7
この頁の小計				20,982			
その他の支出				29,180			
合 計				50,162			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

注意 (1) すべての団体が提出するものであること。

(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				
		☐ ア 土地 ☐ イ 建物 ☐ ウ 地上権等	☐ エ 動産 ☐ オ 預金等 ☐ カ 金銭信託	☐ キ 有価証券 ☐ ク 出資 ☐ ケ 貸付金	☐ 敷金 ☐ 施設利用権等 ☒ 借入金	
摘 要	金 額				年 月 日	備 考
借入金	十億	百万	千	円	7.12.10	多ヶ谷亮
こ の 頁 の 小 計						
合 計						

注意 (1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☒ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 6 月 29 日

政治団体の名称 れいわ新選組衆議院千葉県第11区総支部

会計責任者の氏名 前田正志



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和8年6月22日

れいわ新選組衆議院千葉県第11区総支部

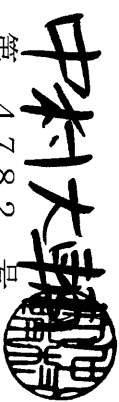
代表 多ヶ谷 亮 殿

登録政治資金監査人

登録番号

第4782号

研修修了年月日 平成26年12月17日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、れいわ新選組衆議院千葉県第11区総支部の令和7年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、千葉県茂原市早野1342-1において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、

かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

れいわ新選組衆議院千葉県第11区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、れいわ新選組衆議院千葉県第11区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上